

認証

認証とは、ある行為又は文書が正当な手続・方式に従っていることを公の機関が証明することで、公証人が行う私署証書等に対する認証には次のようなものがあります。

私署証書等に対する認証の種類

署名又は記名押印の認証

公証人の認証は、私署証書(作成者の署名、署名押印又は記名押印(以下、「署名押印等」という)のある私文書)の署名押印等の真正を公証人が証明することであり、これにより文書が作成

名義人の意思に基づいて作成されたことが推定されることになります。

宣誓認証

宣誓認証は、公証人が私署証書に認証を与える場合において、当事者がその面前で証書の記載が真実であることを宣誓した上、証書に署名押印等し、又は証書の署名押印等を自認したときは、その旨を記載して認証する制度です。宣誓認証を受けた文書を宣誓供述書といいます。

外国文認証

外国文認証とは、外国において使用される私署証書で、外国語又は日本語で作成され署名押印等ある私署証書に対する認証です。

文書を海外の相手方で問題なく受け入れられるには、その文書が真正に作成されたことが相手方において容易に確認できなければなりません。その確認手段として考え出されました。

公証人の認証を受けた文書は、当該公証人の所属する法務局長の証明を経て、外務省で公印証明を受けた後、仕向国の駐日大使館(領事館)で領事認証を受けるのが原則です。

宣誓認証は、公証人が作成名義人に「証書の内容が虚偽であることを知りながら宣誓した場合には10万円以下の過料に処せられる」ことを告知した上で付与されるものであり、証書に記載された内容の真実性を担保しようとするものです。

この手続を簡略化するものにハーグ条約があります。ハーグ条約加盟国で行使する場合は外務省の公印証明(アポスティーユ)の付与を受ければ、在日の当該国の領事認証は必要ないことになります。

なお、東京公証人会・横浜公証人会では、外務省に出向く必要がない、すなわち、加盟国向けの場合には、公証人の認証後、直ちに仕向国に提出できる、非加盟国の場合にも、公証人の認証後、駐日大使館(領事館)に行けばよいという簡便な取り扱いが行われています。

定款の認証

定款とは、法人の目的、内部組織活動に関する根本規則であり、株式会社、一般社団法人及び一般財団法人等の定款については、公証人の

認証を受けなければ効力が生じません。

確定日付の付与

私署証書、つまり私法上の法律行為又は私法上の法律行為に関連性ある事實を記載した個人の署名、署名押印又は記名押印のある文書に、確定日付印が押されると、特定の内容を持ったその私署証書が確定日付の日に存在したことが証明されることになります。

電子公証

電子公証制度は、平成14年からスタートし、それまでは紙の文書に対して行ってきた私署証書の認証や確定日付を電磁的記録(電子文書)にもできるようにした制度であり、政府の推進するe-Japan(電子政府)の実現を目指す公の制度の一環をなすものです。

電子公証で必要とされる電子証明書は、当初は商業登記制度に基づく電子証明書に限られていましたが、平成16年からは、民間認証

機関の発行する個人の電子証明書、平成19年からは公的個人認証法による電子証明書(住民基本台帳の情報に基づくもの)も利用できるようになりました。現在、電子私署証書の認証、電子定款の認証、日付情報の付与のほか、電磁的記録の保存、同一情報の証明及び提供を行っていますが、電子認証で最も利用されているのは、4万円の収入印紙の貼付を要しないこともあり、株式会社の電子定款です。

